

(お知らせ)

「閉鎖性海域に係る窒素・燐の暫定排水基準の見直し(案)」に対する意見の募集(パブリックコメント)について

平成20年7月22日(火)

環境省水・大気環境局水環境課  
閉鎖性海域対策室

直通：03-5521-8320

代表：03-3581-3351

室長：尾川 毅 (6660)

室長補佐：正賀 充 (6661)

担当：渋谷 豊 (6664)

水質汚濁防止法に基づく閉鎖性海域に係る窒素・燐の排水基準については、一般排水基準を達成することが著しく困難と認められる一定の業種に対しては暫定排水基準が設定されていますが、現行の暫定排水基準の適用期限(平成20年9月30日)を迎えるにあたり、これらの業種の排水の処理状況を確認した結果、一部の業種については、現時点においてなお、直ちに一般排水基準を達成することが困難な状況にあります。

環境省としては、これらの業種に関する暫定排水基準を見直し、現時点において達成可能な濃度レベルにまで排水基準値を強化するなどした新たな暫定排水基準を平成25年9月30日を適用期限として設定する予定です。

このような見直し(案)について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、平成20年7月22日(火)から8月21日(木)まで意見を募集(パブリックコメント)いたします。

## 1. 水質汚濁防止法に基づく閉鎖性海域に係る窒素・燐の暫定排水基準について

水質汚濁防止法においては、平成5年10月1日から、閉鎖性海域の富栄養化防止のため、一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上の工場・事業場に対して窒素・燐の排水規制を行っています。

その際、一般排水基準に対応することが著しく困難と認められる一定の業種については、暫定排水基準を設定しました。

暫定排水基準は平成10年及び平成15年に見直しを行い、暫定排水基準値の強化等を行っています。

## 2. 窒素・燐に係る暫定排水基準の適用工場・事業場

現在、暫定排水基準が適用されている窒素7業種、燐2業種に属する工場・事業場においては、これまで一般排水基準の達成に向けて排水処理の各種技術検討・施設改良等が進められ、排出濃度の低減に向けた努力が続けられています。その結果、窒素に係る暫定排水基準適用7業種のうち酸化銀製造業及び黄鉛顔料製造業については、今回の適用期間で一般排水基準へ移行することが可能となりました。

しかしながら、残りの業種に属する工場・事業場については、排水処理技術が開発・実用化の途上にある等の理由により、現時点においてなお、直ちに一般排水基準を達成することが困難な状況にあります。

### 3. 見直し案

こうした状況を踏まえ、環境省としては、下表の見直し案のように排水基準を定める省令を改正し、酸化銀製造業及び黄鉛顔料製造業については、暫定排水基準を廃止し一般排水基準へ移行させ、残りの業種については、現時点において達成可能な濃度レベルまで排水基準値を強化するなどした新たな暫定排水基準を平成25年9月30日を適用期限として設定する予定です。

#### [閉鎖性海域に係る窒素・燐の暫定排水基準の見直し(案)]

窒素含有量(単位:mg/L)

( )内は日間平均値

業 種	現行 (~平成20年 9月30日)	改正案 (~平成25年 9月30日)	参考
	暫定排水基準	暫定排水基準	一般排水基準
天然ガス鉱業	160(150)	160(150)	120(60)
畜産農業	190(150)	*190(150)	
酸化銀製造業	240(210)	暫定排水基準を 廃止し、一般排 水基準へ移行。	
酸化コバルト製造業	900(750)	550(300)	
黄鉛顔料製造業	1300(950)	暫定排水基準を 廃止し、一般排 水基準へ移行。	

バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。）	6000(5000)	5000(3850)	
---	------------	------------	--

（注）\*改正案では、豚房施設を有するものに限る。

燐含有量（単位：mg/L）

（ ）内は日間平均値

業 種	現行 （～平成20年 9月30日）	改正案 （～平成25年 9月30日）	参考
	暫定排水基準	暫定排水基準	一般排水基準
畜産農業	30( 24)	* 30( 24)	16( 8)
燐及び燐化合物製造業（縮合燐酸塩製造工程を有するものに限る。）	40( 10)	40( 10)	

（注）\*改正案では、豚房施設を有するものに限る。

#### 4. 今後の予定

パブリックコメントの実施後、改正省令の公布を行います。

#### 5. 連絡先

環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

直通：03-5521-8320

代表：03-3581-3351

室 長：尾川 毅 (6660)

室長補佐：正賀 充 (6661)

担 当：渋谷 豊 (6664)

## [意見募集要項]

### 1. 意見募集対象

閉鎖性海域に係る窒素・燐の暫定排水基準の見直し（案）について

### 2. 募集期間

平成20年7月22日（火）～平成20年8月21日（木）（17:45締切り）

（郵送の場合は、平成20年8月21日（木）必着とさせていただきます。）

### 3. 提出方法

[意見提出様式]により、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

(1) 郵 送 : [意見提出様式]に従って提出してください。

(2) ファクシミリ : [意見提出様式]に従って提出してください。

(3) 電子メール : [意見提出様式]の項目に従い、テキスト形式で送付してください。

（添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います。）

なお、電話での御意見はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(意見提出様式)

[宛 先] 環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室 総量規制係 あて

[氏 名](職業)(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[年齢及び性別]

[〒・住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[意 見]

< 該当箇所 >

(どの部分についての御意見か、該当箇所がわかるように明記してください。)

< 意見内容 >

< 理由 >

(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

### 4. 意見提出先

環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室 総量規制係 あて

郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

ファクシミリの場合 (ファクシミリ番号) 03-3501-2717

電子メールの場合

電子メールアドレス:mizu-hesasei@env.go.jp

## 5. 公表資料の入手方法

インターネットによる閲覧:環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/>)

意見提出先において資料配布

郵送による送付

郵送を希望される方は、390円切手を貼付した返信用封筒(A4の書類が折らずに入るもの。郵便番号・住所・氏名を必ず明記)を同封の上、上記4.意見提出先の「郵送の場合」のあて先まで送付してください。

なお、切手、封筒が同封されていない場合は受付しかねますので、あらかじめ御了承願います。

## 6. その他・注意事項

御意見は日本語で御提出ください。

電話での意見の御提出は御遠慮願います。

御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。

いただいた御意見については、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き公開される可能性のあることを御承知おきください。(公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください。)

企業・団体から意見を提出される場合には、同一の意見を複数の部署から提出されることのないようお願いします。